



福岡医発第 2513 号 (地)

平成 26 年 1 月 21 日

各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会

会長 松 田 峻一良

(公印省略)

有害物ばく露作業報告対象物（平成 26 年対象・平成 27 年報告）について

標記の件につきまして、別添のとおり厚生労働省労働基準局安全衛生部長より日本医師会を通じて通知がありましたのでご連絡申し上げます。

労働安全衛生規則第 95 条の 6 の規定に基づき、事業者は労働者に健康障害を生ずるおそれのある物で厚生労働大臣が定めるものを製造し、または取り扱う作業場において、労働者を当該物のガス、蒸気または粉じんにはく露するおそれのある作業に従事させたときは、事業場ごとに安衛則様式第 21 号の 7 の有害物ばく露作業報告書を管轄労働基準監督署長に提出することとなっております。

今般、告示の一部が下記のとおり改正され、平成 26 年 1 月から 12 月を対象期間とする有害物ばく露作業報告（報告期間は平成 27 年 1 月から 3 月まで）の対象となる物が新たに定められました。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただきますようよろしくお願いいたします。

記

- 1 今回の告示の改正により、有害物ばく露作業の報告の対象となる物は、別紙に定めるとおりです。また、参考までに、ばく露作業報告対象物の主な別名、有害性及び用途の例の一覧表を添付しております。

なお、対象物はいずれも労働安全衛生法第 57 条の 2 第 1 項に規定する通知対象物です。

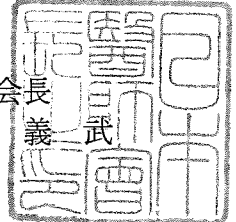
- 2 事業者は、平成 26 年 1 月 1 日から同年 12 月 31 日までの間に一の事業場において製造し、または取り扱った対象物等の量が 500 キログラム以上になった時は、平成 27 年 1 月 1 日から同年 3 月 31 日までの間に、所轄労働基準監督署長に報告書を提出しなければならない。

日医発第1033号（地Ⅱ201）

平成 26年 1月15日

都道府県医師会長 殿

日本医師会 会長
横 倉 義 武



有害物ばく露作業報告対象物（平成26年対象・平成27年報告）について

時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

この度、標記の件につきまして、別添のとおり厚生労働省労働基準局安全衛生部長より本職宛に、その周知について協力依頼がありました。

労働安全衛生規則第95条の6の規定に基づき、事業者は労働者に健康障害を生ずるおそれのある物で厚生労働大臣が定めるものを製造し、または取り扱う作業場において、労働者を当該物のガス、蒸気または粉じんにはく露するおそれのある作業に従事させたときは、事業場ごとに安衛則様式第21号の7の有害物ばく露作業報告書を所轄労働基準監督署長に提出することとなっております。

今般、告示の一部が下記のとおり改正され、平成26年1月から12月を対象期間とする有害物ばく露作業報告（報告期間は平成27年1月から3月まで）の対象となる物が新たに定められました。

つきましては、本件の趣旨をご理解の上、貴会管下郡市区医師会等に対する周知方につきまして貴職の特段のご高配をお願い申し上げます。

記

- 1 今回の告示の改正により、有害物ばく露作業の報告の対象となる物は、別紙に定めるとおりです。また、参考までに、ばく露作業報告対象物の主な別名、有害性及び用途の例の一覧表を同封しました。
なお、対象物はいずれも労働安全衛生法第57条の2第1項に規定する通知対象物です。
- 2 事業者は、平成26年1月1日から同年12月31日までの間に一の事業場において製造し、または取り扱った対象物等の量が500キログラム以上になった時は、平成27年1月1日から同年3月31日までの間に、所轄労働基準監督署長に報告書を提出しなければならない。





基安発 1227 第1号
平成 25 年 12 月 27 日

公益社団法人日本医師会会長 殿

厚生労働省労働基準局安全衛生部長
(公 印 省 略)

有害物ばく露作業報告対象物(平成 26 年対象・平成 27 年報告)について

化学物質対策に係る行政の推進につきましては、日頃から格段の御支援、御協力をいただき厚く御礼申し上げます。

労働安全衛生規則(昭和 47 年労働省令第 32 号。以下「安衛則」という。)第 95 条の6の規定に基づく報告(以下「有害物ばく露作業報告」という。)は、事業場における労働者の有害物へのばく露の状況を把握し、その結果、ばく露による健康障害が発生するおそれがある場合には、必要な措置を講じていくことを目的としたものであり、今後、有害物対策を効果的に進めていく上で必要な報告として平成 18 年から行われています。

有害物ばく露作業報告の対象となる物については、「労働安全衛生規則第九十五条の六の規定に基づき厚生労働大臣が定める物等」(平成 18 年厚生労働省告示第 25 号。以下「告示」という。)により定められていますが、本日、告示の一部が改正され、下記のとおり平成 26 年 1 月から 12 月を対象期間とする有害物ばく露作業報告(報告期間は平成 27 年 1 月から 3 月まで)の対象となる物が新たに定められたところです。

つきましては、本制度の趣旨を御理解の上、本制度が円滑に運用されるよう貴団体の傘下事業場等に対して下記の事項について周知いただき、有害物ばく露作業報告の対象となる事業場において適正に有害物ばく露作業報告がなされるよう御協力をお願いします。

記

1 制度の概要

安衛則第 95 条の6の規定に基づき、事業者は、労働者に健康障害を生ずるおそれのある物で厚生労働大臣が定めるものを製造し、又は取り扱う作業場において、労働者を当該物のガス、蒸気又は粉じんにはく露するおそれのある作業に従事させたときは、事業場ごとに安衛則様式第 21 号の7の有害物ばく露作業報告書(以下「報告書」という。)を所轄労働基準監督署長に提出しなければならないこと。

2 有害物ばく露作業報告の対象となる物

今般の告示の一部改正において新たに有害物ばく露作業報告の対象となる物は、次の表の中欄に掲げる物(以下「対象物」という。)及び対象物を含有する製剤その他の物(含有量が同表の右欄に掲げる値であるものを除く。)であること。

なお、対象物はいずれも労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)第57条の2第1項に規定する通知対象物であること。

コード	物	含有量 (重量%)
169	エチレングリコール	0.1%未満
170	エリオナイト	0.1%未満
171	過酸化水素	0.1%未満
172	4-クロロ-オルト-フェニレンジアミン	0.1%未満
173	1・2-酸化ブチレン	0.1%未満
174	ジエタノールアミン	1%未満
175	ジエチルケトン	1%未満
176	シクロヘキシルアミン	0.1%未満
177	ジフェニルアミン	0.1%未満
178	[4-[[4-(ジメチルアミノ)フェニル][4-[エチル(3-スルホベンジル)アミノ]フェニル]メチリデン]シクロヘキサ-2,5-ジエン-1-イリデン](エチル)(3-スルホナトベンジル)アンモニウムナトリウム塩(別名ベンジルバイオレット4B)	0.1%未満
179	ジメチルアミン	0.1%未満
180	ジルコニウム化合物(二塩化酸化ジルコニウムに限る。)	1%未満
181	テトラエチルチウラムジスルフィド(別名ジスルフィラム)	0.1%未満
182	1・1・2・2-テトラクロロエタン(別名四塩化アセチレン)	1%未満
183	テトラナトリウム=3・3'-[(3・3'-ジメトキシ-4・4'-ビフェニレン)ビス(アゾ)]ビス[5-アミノ-4-ヒドロキシ-2・7-ナフタレンジスルホナート](別名CIダイレクトブルー15)	0.1%未満
184	テトラフルオロエチレン	0.1%未満
185	トリエチルアミン	1%未満
186	トリクロロ酢酸	0.1%未満
187	ニッケル	0.1%未満

188	1・3-ビス [(2・3-エポキシプロピル) オキシ] ベンゼン	0.1%未満
189	ビニルトルエン	1%未満
190	1・4・5・6・7・7-ヘキサクロロビスクロ [2・2・1]-5-ヘプテン-2・3-ジカル ボン酸 (別名クロレンド酸)	0.1%未満
191	メチレンビス (4・1-シクロヘキシレン) =ジ イソシアネート	0.1%未満
192	硫酸ジイソプロピル	0.1%未満
193	りん酸トリ (オルト-トリル)	1%未満
194	レソルシノール	0.1%未満

3 報告の期間等

事業者は、平成 26 年1月1日から同年 12 月 31 日までの間に一の事業場において製造し、又は取り扱った対象物等の量が 500 キログラム以上になったときは、平成 27 年1月1日から同年3月 31 日までの間に、所轄労働基準監督署長に報告書を提出しなければならないこと。

ばく露作業報告対象物の主な別名、有害性及び用途の例

	物質名 【CAS】	【コード番号】 報告を要しない 含有率	主な別名	有害性情報（生殖毒性、神経毒性評価等、 管理濃度、許容濃度等）	用途の例 （原料等）
1	エチレングリコール 【107-21-1】	【169】 0.1%未満	1,2-エタンジオール、1,2-ジヒドロキシエタン	【GHS】 ・生殖能または胎児への悪影響のおそれ ・中枢神経系、呼吸器、腎臓、心臓の障害 ・長期にわたるまたは反復ばく露による 中枢神経系、呼吸器、心臓の障害 ACGIH : TLV-STEL C 100mg/m ³ (H) (H) Aerosol only	ポリエステル繊維原料、不凍液、グリセリンの代用、溶剤（酢酸ビニル系樹脂）、耐寒潤滑油、有機合成（染料、香料、化粧品、ラッカー）、電解コンデンサ用ペースト、乾燥防止剤、医薬品、不凍ダイナマイト、界面活性剤、不飽和ポリエステル
2	エリオナイト 【12510-42-8】	【170】 0.1%未満	—	IARC（発がん性）：1 【GHS】 ・発がんのおそれ ・長期にわたるまたは反復ばく露による 肺の障害 ACGIH、産衛学会：未設定	建材
3	過酸化水素 【7722-84-1】	【171】 0.1%未満	オキシフル、オキシドール	【GHS】 ・重篤な皮膚の薬傷・眼の損傷 ・呼吸器、中枢神経の障害 ・長期にわたるまたは反復ばく露による 肺の障害 ACGIH : 1ppm	漂白剤、酸化剤及び可塑剤、ゴム薬品、殺菌剤、公害処理剤などの酸化剤、半導体関連機材の洗浄剤、医薬品（酸化剤、殺菌剤）、土壌改良材
4	4-クロロオルトフェニレンジアミン 【CAS 95-83-0】	【172】 0.1%未満	4-クロロベンゼン-1,2-ジアミン、4-クロロ-1,2-フェニレンジアミン、4-クロロ-1,2-ベンゼンジアミン、1,2-ジアミノ-4-クロロベンゼン	IARC（発がん性）：2B 産衛学会（発がん性）：2B 【GHS】 ・重篤な皮膚の薬傷、眼の損傷 ACGIH、産衛学会：未設定	染料製造、ヘアカラーの酸化剤
5	1,2-酸化ブチレン 【106-88-7】	【173】 0.1%未満	1,2-エポキシブタン、1,2-酸化ブテン、エチルオキシラン	IARC（発がん性）：2B 産衛学会（発がん性）：2B 【GHS】 ・重篤な皮膚の薬傷、眼の損傷 ACGIH、産衛学会：未設定	トリクロロエタンの安定剤、塩ビコンパウンドの特殊溶剤、医薬品・農業・界面活性剤の原料
6	ジエタノールアミン 【111-42-2】	【174】 1%未満	2,2'-イミノビス（エタノール）、2,2'-ジヒドロキシジエチルアミン	IARC（発がん性）：2B 【GHS】 ・重篤な眼の損傷 ・肝臓の障害 ・長期にわたるまたは反復ばく露による 気道の障害 ACGIH : 0.2ppm	合成洗剤、乳化剤、化粧品、靴墨、つや出し、ワックス、農業、有医薬品、ゴム薬、界面活性剤、切削油、潤滑油などの添加剤、防虫添加剤、繊維の柔軟剤原料、ガス精製、有機溶剤、pH調節剤、中和剤
7	ジエチルケトン 【96-22-0】	【175】 1%未満	3-ペンタノン、ジメチルアセトン、メタセトン	【GHS】 ・中枢神経の障害 ACGIH : 200ppm, 145mg/m ³	医薬品、有機合成薬品、金属抽出剤、溶剤
8	シクロヘキシルアミン 【108-91-8】	【176】 0.1%未満	アミノシクロヘキサン、ヘキサヒドロアニリン、シクロヘキサミン	【GHS】 ・重篤な皮膚の薬傷・眼の損傷 ・遺伝性疾患のおそれ ・神経系、呼吸器、血液の障害 ・長期にわたるまたは反復ばく露による 呼吸器、腎臓、甲状腺、血液、心臓の 障害 ACGIH : 10ppm	ゴム用薬品、清浄剤、染色助剤、界面活性剤、殺虫剤、酸素吸収剤、防錆剤、不凍液
9	ジフェニルアミン 【122-39-4】	【177】 0.1%未満	フェニルアニリン、N-フェニルベンゼンアミン	【GHS】 ・重篤な眼の損傷 ・アレルギー性皮膚炎を起こすおそれ ・血液、泌尿器の障害 ・長期にわたるまたは反復ばく露による 心血管系、血液、膀胱の障害 ACGIH : 10mg/m ³	有機ゴム薬品、染料、火薬安定剤、塩素系溶剤の安定剤、医薬品

	物質名 【CAS】	【コード番号】 報告を要しない 含有率	主な別名	有害性情報（生殖毒性、神経毒性評価等、 管理濃度、許容濃度等）	用途の例 （原料等）
10	[4- [[4- (ジメチル アミノ) フェニル] [4- エチル (3-スルホ ベンジル) アミノ] フェ ニル] メチリデン] シク ロヘキサン-2,5-ジエ ン-1-イリデン] (エチ ル) (3-スルホナトベン ジル) アンモニウムナト リウム塩 (別名: ベンジ ルバイオレット 4B) 【1694-09-3】	【178】 0.1%未満	アシッドバイオレ ット49	IARC (発がん性): 2B 産衛学会 (発がん性): 2B ACGIH、産衛学会: 未設定	ウール、ナイロン及び絹 (浸染)、ウール及 び絹 (直接プリント)、インキ、紙、レザー、 アルマイト等の着色
11	ジメチルアミン 【124-40-3】	【179】 0.1%未満	N-メチルメタン アミン、DMA	【GHS】 ・重篤な皮膚の薬傷・眼の損傷 ・アレルギー性皮膚炎を起こすおそれ ・中枢神経系、呼吸器系の障害 ・長期にわたるまたは反復ばく露による 呼吸器系の障害 産衛学会: 10ppm、18mg/m3 ACGIH: 5ppm	加硫促進剤、殺虫・殺菌剤、医薬品、界面活 性剤、溶剤などの原料
12	ジルコニウム化合物 (二 塩化酸化ジルコニウム に限る。) 【7699-43-6】	【180】 1%未満	ジルコニウム (IV) オキシドジクロリ ド	【GHS】 ・神経系、消化器系、肝臓、血液、泌尿 器系、循環器系の障害 ACGIH: 5mg/m3	ジルコニル石けんその他ジルコニウム化合 物の原料
13	テトラエチルチウラム ジスルフィド (別名: ジ スルフィラム) 【97-77-8】	【181】 0.1%未満	アンタプース	【GHS】 ・神経系の障害 ・長期にわたるまたは反復ばく露による 神経系、肝臓、甲状腺、内分泌系の障 害 ACGIH: 2 mg/m3	加硫促進剤、硫黄供与型加硫剤
14	1, 1, 2, 2-テトラ クロロエタン (別名: 四 塩化アセチレン) 【79-34-5】	【182】 1%未満	1, 1, 2, 2-四 塩化エタン、アセチ レンテトラクロリ ド	IARC (発がん性): 2B EPA: ヒト発がん性の可能性が高い物質 【GHS】 ・中枢神経系、肝臓の障害 ・長期にわたるまたは反復ばく露による 中枢神経系、肝臓の障害 ACGIH: 1ppm 産衛学会: 1ppm、6.9mg/m3、経皮吸収 管理濃度: 1ppm	溶剤、他の塩素化炭化水素製造の際の中間物
15	テトラナトリウム= 3・3'-[(3・3'- ジメトキシ-4・4'- ビフェニリレン)ビス (アゾ)]ビス[5-アミ ノ-4-ヒドロキシ- 2・7-ナフタレンジス ルホナート] (別名: C Iダイレクトブルー1 5) 【2429-74-5】	【183】 0.1%未満	ボンタシルスカイ ブルー4BX、ボン タミンスカイブル ー5BX、ダイレク トブルー15、C. I.ダイレクトブル ー218	IARC (発がん性): 2B 産衛学会 (発がん性): 2B ACGIH、産衛学会: 未設定	染料
16	テトラフルオロエチレ ン 【116-14-3】	【184】 0.1%未満	1,1,2,2-テトラフ ルオロエチレン、パ ーフルオロエチレ ン	IARC (発がん性): 2B ACGIH: 2ppm	四フッ化エチレン樹脂 (PTFE)、四フッ 化エチレン・パーフルオロアルコキシエチ レン共重合樹脂 (PFA) 等の原料
17	トリエチルアミン 【121-44-8】	【185】 1%未満	N,N-ジエチルエタ ンアミン	【GHS】 ・重篤な皮膚の薬傷・眼の損傷 ・中枢神経系、呼吸器の障害 ・長期にわたるまたは反復ばく露による 中枢神経系の障害 ACGIH: 1ppm	医薬品、染料中間体、ゴム薬品、農薬 (除草 剤)、界面活性剤、塗料
18	トリクロロ酢酸 【76-03-9】	【186】 0.1%未満	2, 2, 2, -トリ クロロ酢酸、トリク ロロ酢酸、トリクロ ロエタン酸	IARC (発がん性): 2B 【GHS】 ・重篤な皮膚の薬傷・眼の損傷 ACGIH: 1ppm	医薬品原料、除草剤、腐食剤、角質溶解剤、 塗装剥離剤、除たん白剤、生体内たん白、脂 質の分画剤

	物質名 【CAS】	【コード番号】 報告を要しない 含有率	主な別名	有害性情報（生殖毒性、神経毒性評価等、 管理濃度、許容濃度等）	用途の例 （原料等）
19	ニッケル（金属及び合金） 【7440-02-0】	【187】 0.1%未満	—	IARC（発がん性）：2B 【GHS】 ・吸入するとアレルギー、ぜん息または呼吸困難を起こすおそれ ・アレルギー性皮膚炎を起こすおそれ ・呼吸器、腎臓の障害 ・長期にわたるまたは反復ばく露による呼吸器の障害 産衛学会：1mg/m3 ACGIH：1.5 mg/m3（インハラブル粒子）	特殊鋼、鍛造鋼品、合金ロール、電熱線、電気通信機器、洋白、メッキ、貨幣、電池、非鉄合金、磁性材料、触媒
20	1・3-ビス〔（2・3-エポキシプロピル）オキシ〕ベンゼン 【101-90-6】	【188】 0.1%未満	レゾルシノールジグリシジルエーテル、1,3-ジグリシジロキシベンゼン	IARC（発がん性）：2B 産衛学会、2005（発がん性）：2B 【GHS】 ・アレルギー性皮膚炎を起こすおそれ ACGIH、産衛学会：未設定	プラスチック添加剤（希釈剤）
21	ビニルトルエン 【25013-15-4】	【189】 1%未満	メチルスチレン	【GHS】 ・長期にわたるまたは反復ばく露による神経系の障害 ACGIH：50ppm	塗料用改質剤、絶縁強化剤、医薬品、農業中間体
22	1・4・5・6・7・7-ヘキサクロロビシクロ〔2・2・1〕-5-ヘプテン-2・3-ジカルボン酸（別名：クロレンド酸） 【115-28-6】	【190】 0.1%未満	—	IARC（発がん性）：2B 産衛学会（発がん性）：2B ACGIH、産衛学会：未設定	難燃剤、不飽和ポリエステル樹脂原料
23	メチレンビス（4,1-シクロヘキシレン）=ジイソシアネート 【5124-30-1】	【191】 0.1%未満	シクロヘキシルメタンジイソシアネート、4,4'-メチレンビス（シクロヘキシルイソシアネート）、1,1'-メチレンビス（4-イソシアナトシクロヘキサン）、ビス（4-イソシアナトシクロヘキシル）メタン、水素化MDI	【GHS】 ・吸入すると生命に危険 ・重篤な皮膚の薬傷・眼の損傷 ・アレルギー性皮膚炎を起こすおそれ ・神経系、呼吸器の障害 ACGIH：0.005ppm	ポリウレタン原料
24	硫酸ジイソプロピル 【2973-10-6】	【192】 0.1%未満	ジイソプロピルサルフェート	IARC（発がん性）：2B 産衛学会（発がん性）：2B ACGIH、産衛学会：未設定	イソプロピルアルコール製造時の副産物、染料、医薬品、農業、ファインケミカル工業
25	りん酸トリ（オルトトリル） 【78-30-8】	【193】 1%未満	トリ-オ-クレジルりん酸、TOCP	【GHS】 ・神経系の障害 ・長期にわたるまたは反復ばく露による神経系の障害 ACGIH：0.1 mg/m3	可塑剤、難燃剤、不燃性作動液、潤滑油添加剤
26	レゾルシノール 【108-46-3】	【194】 0.1%未満	3-ヒドロキシフェノール、1,3-ジヒドロキシベンゼン、レゾルシン	【GHS】 ・重篤な眼の損傷 ・アレルギー性皮膚炎を起こすおそれ ・中枢神経系、血液の障害 ・長期にわたるまたは反復ばく露による甲状腺の障害のおそれ ACGIH：10ppm	医薬品（皮膚疾患治療薬）、ゴム・タイヤ用接着剤、染料、ヘアダイ、防腐剤、分析用試薬、タンニン用、木材接着剤、ベンゾフェノン系紫外線吸収剤

※それぞれの物質を含有する混合物において、「報告を要しない含有率」に該当する作業については、報告の必要がありません。

【参照】

- ・IARC：国際がん研究機関
- ・GHS：「化学品の分類および表示に関する世界調和システム」（国連勧告）。個々の化学物質について、危険有害性の分類項目ごとに、それぞれの危険有害性の程度を区分し、その区分に応じた絵表示、注意喚起語、危険有害性情報等を表すこととされています。
- ・ACGIH：米国産業衛生専門家会議（ACGIH）が勧告値として発表している許容濃度（ほとんどすべての労働者に健康上の悪影響がみられないと判断される濃度）
- ・産衛学会：日本産業衛生学会が勧告値として発表している許容濃度

※GHS、日本産業衛生学会、用途の例等については、厚生労働省モデルSDSの情報等を参照しています。